

令和4年度 浜松ものづくりマイスター募集案内

1. 内容

浜松市では、ものづくりに関する卓越した技術を有し、その技術の高度化や継承に積極的に取り組まれている方を「浜松ものづくりマイスター」として認定し、その功績を称えるとともに、後進の育成を通じて本市の産業発展にご協力をいただいております。

2. 対象産業分野

- (1) 輸送用機器関係
- (2) 金属・機械関係
- (3) 電気・電子関係
- (4) 情報・通信関係（ものづくりに関連するデジタル化技術）
- (5) その他ものづくり関係（工業系製造業分野）

3. 要件

下記の要件の全てに該当する方を対象とします。詳しくはお問い合わせください。

(1) 認定対象者の技術及び技能水準

当該職種において、現に浜松地域で第一人者又はこれに相当する方

(2) 認定対象者の公的資格（ア～エのいずれかに該当する方）

- ア 技能検定がある職種については、一級（又は単一等級）以上の方
- イ ア以外の場合、公的資格を有する職種については資格取得済の方
- ウ 公的資格等を有しない職種については、3.(1)に準ずる方
- エ 3.(1)に準ずることを客観的に証明可能な顕彰等の履歴を有している方

(3) 認定対象者の資質（ア～カの全てに該当する方）

- ア 浜松地域において、ものづくり産業の振興に貢献した方又は発展に欠かせない方
- イ 他の技術・技能者の模範となり、周囲から尊敬される人格を有している方
- ウ 後進の指導及び育成の能力並びに熱意を有している方
- エ 技術革新に対応し、新たな技術の習得や生産現場の生産性の向上、並びに職場労働環境の向上に積極的に取り組んでいる方
- オ その保有する技術・技能を公開することができる方（可能な範囲内で）
- カ 所属する企業から、浜松ものづくりマイスター活動への理解を得ることができる方

(4) 認定対象者の経験年数及び居住要件等

- ア 認定対象者の年齢及び当該職種での経験年数は不問
- イ 浜松市内に在住又は在勤する方

4. 浜松ものづくりマイスターの活動

（認定後にお願いする活動）

産業人材育成事業（浜松地域の企業に属する若手技術者などに対する育成活動）

- ア ものづくりに関する技術セミナー・講習会及び企業への派遣
- イ 地域企業への技術指導・技術相談

※マイスター認定者には無理のない範囲でご協力をいただいております。

5. 応募方法

浜松地域の産業支援機関等からの推薦

- 所定の「浜松ものづくりマイスター推薦書」に必要事項をご記入の上、下記提出先までメールに添付の上ご提出ください。

※推薦書用紙は、浜松市産業部産業振興課に用意してあります。

6. 推薦書提出期間

令和4年6月13日(月)～7月29日(金) 必着

7. 浜松ものづくりマイスターの認定までの流れ

応募 ⇒ 書類審査 ⇒ 現地調査 ⇒ 審査会 ⇒ 認定

8. 認定式

令和5年2月 (予定)

9. お問い合わせ・推薦書提出先

詳しくは下記までお問い合わせください。

また、推薦書は下記まで郵送又は持参してください。

なお、ご提出いただいた推薦書は返却できませんので予めご了承ください。

〈問合せ・提出先〉

浜松市産業部産業振興課

〒430-8652 浜松市中区元城町103番地の2

TEL (053)457-2044 FAX (053)457-2283

E-mail shinsangyo@city.hamamatsu.shizuoka.jp